

平成30年5月14日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり、建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

平井工業株式会社

所在地：静岡県静岡市

許可：国土交通大臣許可（特一27、29）第1842号

代表者：代表取締役 平井 敏晃（ひらい としあき）

2. 監督処分の内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

（指示内容）

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
 - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
- 前項各号について講じた措置（これ以外に講じた措置がある場合にはそれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分を行った理由

平井工業株式会社が元請として請け負った静岡県藤枝市内の店舗新築工事において、平成28年1月20日、下請負会社の労働者が組み立て作業が完了していない足場上でのダクト取り付け作業中に地上高約4mから墜落する事故が発生した。

関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生じる労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社の社員が、労働安全衛生法違反により、平成29年12月26日に静岡簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

4. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

【連絡先】	建政部	建設産業課長	齋藤 学
		建設産業課長補佐	栗本 真
	TEL	052	(953) 8572
	FAX	052	(953) 8606